

○文部科学省告示第一号  
内閣府  
厚生労働省告示第二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年二月三日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第五 教育及び保育の内容

〔一～四 略〕

五 日々の教育及び保育の指導における留意点

〔一～7 略〕

第五 教育及び保育の内容

〔一～四 同上〕

五 日々の教育及び保育の指導における留意点

〔一～7 同上〕

内閣総理大臣 岸田 文雄  
文部科学大臣 永岡 桂子  
厚生労働大臣 加藤 勝信

改 正 前

8 || 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

## 9 || 略

## 六 附 則

「1～3 略」

4 第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。）をもつて代えることができる。

7 || 「5・6 略」

7 第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもつて代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行いうに当たつて当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 || 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもつて代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

## 〔略〕

附則第六項	〔略〕
附則第七項	第三の一により置かなければならない保育士の資格を有する者

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

〔加える。〕

## 六 附 則

「1～3 同上」

## 八 附 則

4 第三の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもつて代えることができる。

5・6 同上

〔項を加える。〕

7 || 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもつて代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第二の一により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

## 〔同上〕

附則第六項	〔同上〕
項を加える。」	〔同上〕